

(第六類 第十號)

第七十一回帝國議會

衆議院

第四回

貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律案外一件委員會議錄(速記)

會議

昭和十二年八月六日(金曜日)午前十一時五十九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 増田 義一君

理事寺島 權藏君 理事行吉 角治君

理事中村 梅吉君理事川崎巳之太郎君

飯塚春太郎君 津原 武君

渡邊玉三郎君 木村 淳七君

西村金三郎君 川副 隆君

江羅直三郎君 中田 儀直君

田中源三郎君 吉植 庄亮君

松浦 伊平君 坂田 道男君

高岡 大輔君 加藤 錠造君

井上 良次君 三田村 武夫君

出席政府委員左ノ如シ

外務省通商局長 松嶋 鹿夫君

外務事務官 山形 清君

商工政務次官 木暮武太夫君

商工省工務局長 小島 新一君

商工省統制局長 黒田 鴻五君

貿易局長官 寺尾 進君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

工業組合法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

工業組合法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

工業組合法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

○増田委員長 是ヨリ貿易及關係產業ノ調

整ニ關スル法律案外二件ノ委員會ヲ開キマ

ス——午後一時三十分ヨリ開會スルコトニ

致シマシテ、此際暫時休憩致シマス

正午十二時休憩

午後二時開議

○増田委員長 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開

キマス、質疑ハ昨日ヲ以テ終了致シマシタ

ガ、委員長ヨリ政府委員ニ確メタイコトガ

アリマス

○木暮政府委員 御答致シマス、其通リデ

言ノ通告ノ順序ニ依ヅテ許可致シマス——

中村君

質問ニ對シ、過日政府委員ヨリ爲シタル御

スル貿易組合法ノ運用ニ付テノ喜多委員ノ

答辯ハ、第七十議會ニ於ケル伍堂商工大臣

ノ答辯、即チ「農林畜水產物ノ貿易組合ニ

付キマシテ、貿易組合法第九條、第十八條、

付託議案
貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)
工業組合法案(政府提出、貴族院送付)
送付)

(七九)

第三十四條及ビ第四十五條ヲ適用致シマス

場合ニ於キマシテハ、商工大臣、農林大臣

協議シテ之ヲ行ヒマス旨、勅令ヲ以テ規定

致シマス、尙ホ貿易組合法ニ於キマシテモ、

産業組合ニ付キマシテハ從前ノ輸出組合法

ノ場合ト同様デアリマス、隨テ實際ノ取扱

ニ依リ、各具體的的事情ニ應ジマシテ商工、

農林大臣ニ於キマシテ十分協議ヲ遂ゲ、何

等支障ヲ來サヌヤウ致シマストノ答辯ト同

一趣旨ト了解シテ差支アリマセヌカ

アリマス

○木暮政府委員 御答致シマス、其通リデ

言ノ通告ノ順序ニ依ヅテ許可致シマス——

中村君

一政府ハ輸出入ノ統制ニ依リ物價ノ騰

貴ヲ來サルヤウ特ニ注意スヘシ

一政府ハ北支事變ニ依リ對支貿易ニ打

擊ヲ被リツ、アル關係當業者ニ對シ新

販路開拓ノ對策ヲ講スヘシ

以上ノ通リデアリマス

○增田委員長 川崎君

○川崎委員 吾々政友會ノ側ハ民政黨、社

大黨、第一議員俱樂部等ノ方々ト御協議ヲ

申上ゲマシタ附帶決議ヲ付シテ、此三案ニ

賛成シタイト思ヒマス、其附帶決議ヲ只今

朗讀致シマス

附帶決議

一貿易及關係產業ノ調整法ハ内外地共

通ノ適用ヲ見ルニアラサレハ本法本來

ノ目的ヲ達成スルコト困難ナルヲ認ム

依テ政府ハ外地ニ對シテモ本法ヲ適用

スルノ方途ヲ講スヘシ

一 政府ハ輸出入ノ統制ニ依リ物價ノ騰

貴ヲ來ササルヤウ特ニ注意スヘシ

一 政府ハ北支事變ニ依リ對支貿易ニ打

擊ヲ被リツ、アル關係當業者ニ對シ新

販路開拓ノ對策ヲ講スヘシ

附帶決議ハ以上ノ通リデゴザイマス、尙

ホ斯様ナ決議ヲ付スルト共ニ、速記錄ニア
リマスル通りニ、各委員ノ熱誠ヲ以テ陳辯
セラレタコトハ、當局者ガ此法律ヲ實行ス
ルニ當ツテ、篤ト注意セラレルヤウニ希望致
シテ贊成ヲ致ス者デゴザイマス

○増田委員長 高岡君

○高岡委員 私ハ第一議員俱樂部ヲ代表致

シマシテ、只今各派ノ共ニ決シマシタ三項
ニ亘ル附帶決議ヲ付シマシテ、此案ニ贊成
ヲ致シタコト思ヒマス、唯此際一言申述べ
タイコトハ、普通通念トシマシテ官吏ハ兎
角概念ノ上ニ立チ、法案トシテ現ルル時ニ
ハ最小公約數ノ上ニ立タレテ、法文化スル
點ガアルヤウニ考ヘラレルノデアリマス、
勿論官廳ニハ御歴々ガ澤山オ居デデアリマ
スカラ、萬違算ナキコトハ思ヒマスケレ
ドモ、結局佛作シテ魂ノ入ラナイト云フ結果

神ヲ入レルトデモ申シマスカ、審議會ナリ、
或ハ協議會其他ノ施設ノ點ニ於テハ、當局
ハ十分慎重ナル御考慮ノ上ニ、此法案ヲシ
テ生々タル血ノ通ヘル此法案ノ所期ノ目的
ガ達シマスヤウ、最善ノ御注意ト御努力ア
ランコトヲ御願スル次第アリマス

○増田委員長 井上君

○井上委員 私ハ社會大衆黨ヲ代表致シマ
シテ本委員會ニ上程サレマシタ法律案ニ對
シテ、只今民政黨、政友會、第一議員俱樂部
ノ方々ガ申サレマシタヤウニ、三ツノ附帶
決議ヲ付スコトニ依リマシテ、原案ニ贊成
ヲ致スノデアリマスガ、長イ間質問ヲシテ
居リマス中ニ吾々ガ考ヘマスコトハ、此法
律案ガ我國ノ產業貿易、國民生活ノ上ニ重
大ナル影響ヲ持ツノデアリマシテ、本法ノ
運用如何ハ洵ニ當局者ノ手腕宜シキヲ俟タ
ク致シタコト思ヒマス、唯此際一言申述べ
タイコトハ、普通通念トシマシテ官吏ハ兎
角概念ノ上ニ立チ、法案トシテ現ルル時ニ
ノ關係カラ紛争ヲ來サナイヤウニ、立法ノ
ソレヲ讀ンデ見マス

希望條項

○増田委員長 是ヨリ採決致シマス、採決
スル大貿易業者ノ利益ヲ擁護スルガ爲
ニ中小貿易業者並ニ關係中小工業者ヲ
壓迫スルガ如キコトナキヤウ注意スベ
キコト

二 本法運用如何ハ全國民經濟及ビ國民
生活ニ重大ナル影響アルニ鑑ミ、貿易
審議會及ビ貿易統制協議會ノ委員トシ
テ中小貿易業者及ビ直接生産者並ニ消
費者ヲ代表スル者ヲ任命スペキコト
三 資力薄弱ナル工業組合員ニ對シ唯單
ナル統制ノ強化ヲ加フルトキハ工業組
合内ノ資力多キ組合員ニ事業ノ制覇ヲ
許スコトニナル實情ニ鑑ミ、政府ハ工
業組合員ニ對スル資金供給ノ圓滑ヲ圖
ルヤウ善處スベキコト

四 工業組合ノ統制ニ於ケル生產割當ニ
付テハ小工業家ヲ壓迫セザルヤウ適當
ナル方法ヲ講ゼラレタキコト

五 工業組合傘下ノ勞働者ニ對シテハ現
行健康保險法ヲ活用シテ同法ノ恩典ニ
浴セシメルヤウ圖ルト共ニ工場法ヲ改
正シテ工業組合關係勞働者ニモ廣汎ニ
何分ニモ相談スル時間ガ十分ゴザイマセ
シテ採擇ガ困難デゴザイマスナラバ、委員

ル法律ノ運用ニ當リ、大資本ヲ背景ト
ニ先立ツテ一言致シマス、只今各派ヲ代表シ
テ原案ニ贊成ノ御演説ガアリ、但シ附帶決
議ガアリマス、併シ社會大衆黨デハ五箇條
ノ希望條項ガアリマスルガ、是ハ社會大衆
黨ノ希望條項デアッテ、各派ノ一致シタ決議
トハ認メラレマセヌガ、是ハ如何致シマセ
ウカ、委員長ガ本會議ニ於テ、此委員會ノ
經過並結果ヲ報告スル際ニ、社會大衆黨力
ラ特ニ斯ウ云フ希望ガアッタ云フコトヲ
紹介スルニ止メテ、委員會一致ノ決議デナ
イコトヲ明ニシタノデハ如何デセウカ、ソ
レトモ或ハ此希望條項ニ對シテハ、御異議
ガアッテ之ヲ除外シテ吳レト云フ御發議ガ
アレバ、更ニ此事モ研究シナケレバナラヌ
ト思ヒマスガ、是ハ委員會ニ諸ッテ、委員長
ハ取計ラヒタイト思ヒマス、又社會大衆黨
デソレデ宜シイト云フコトデアレバ、先づ
社會大衆黨ノ御意見ヲ聞イテ御諸リ致シマ
セウ

○井上委員 私共ハ出來得ルナラバ、是ガ
本委員會ノ總意ニ依ッテ御贊成ヲ賜リマス
レバ、非常ニ結構デゴザイマスケレドモ、
何分ニモ相談スル時間ガ十分ゴザイマセ
シテ採擇ガ困難デゴザイマスナラバ、委員

以上ノ希望條件ヲ附シマシテ原案ニ贊成
シタコト考ヘマス

長ニ於テ、少數意見ト致シマシテ議場ニ發表シテ戴キマスナラバ、非常ニ結構ダト考

ヘテ居リマス、隨テ此取扱ハ私ノ方トシテハ、委員長ノ方デ社大黨カラスノ如キ希望條項ガ出タト云フコトヲ報告シテ戴ケバ結構デアリマス、併シ若シサウ云フ必要ナシト云フ委員會ノ決定デゴザイマスナラバ、少數意見トシテ採決ヲシテ貰ヒタイト考ヘルノデアリマス

○行吉委員 只今井上君ノ希望決議ニ付キマシテハ、最早各派協議ノ上デ三箇條ノ決議ヲ附シテアルノデアリマス、之ニ依ツテ總テハ言ヒ盡サレテアルト、斯様心得ル者デアリマス、ドウゾ其積リデ御願致シマスキ發議ガアリマスガ、ドウデゴザイマス、此委員會ノ贊否ヲ問ハズ、大衆黨ノ熱烈ナル希望トシテ、特ニ委員長ヨリ報告ノ中ヘ加ヘルト云フコトデ宜シウゴザイマスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○増田委員長 ソレデハ左様ニ取計ヒマス、ソコデ愈々採決ニ入りマスガ、貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律案、貿易組合法案、工業組合法中改正法律案、此三案ヲ一括シテ採決致シマス、此三案ニ對シ附帶決議ヲ附シテ原案賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマ

ス
〔賛成者起立〕

○増田委員長 全會一致可決致シマシタ、是ニテ終了致シマシタ、洵ニ炎暑ノ折柄委員諸君ノ熱心ナル御努力ニ對シテ御禮ヲ申上ゲマス、是ニテ散會致シマス

午後二時二十二分散會

昭和十二年八月六日印刷

昭和十二年八月七日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所